

## 土田友雄議員に対する議員辞職勧告決議

我々野々市市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と識見をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら、令和4年10月20日に開催された野々市市議会議員規律協議会において、去る令和4年10月8日夜、土田友雄議員は新型コロナウイルスに感染し、自宅療養期間中であるにもかかわらず、野々市市下林地内の下林秋祭り前夜祭に出席し、屋外特設ステージから素手で「餅まき」という行為を来場者の前で行ったという事実が判明した。

自宅療養期間中、公務を欠席しながら、私的行事に外出・出席し、その振る舞われた行動は、市民から決して理解の得られる事ではない。また、「餅まき」はその品物を第三者が拾われて、そのまま自宅に持ち帰ることが極めて多く、感染拡大を助長する行為であり、自宅療養期間中の感染陽性者が振る舞う行動とは到底理解し難く、公人として著しく不適切であると認めざるを得ない。

野々市市議会議員政治倫理条例第2条第1項において、議員は「市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおその行為をしないこと」と政治倫理基準を遵守しなければならないとしている。

現在も新型コロナウイルス感染症の治療や療養期間中に自宅待機をなされている方々、感染症対策を講じられている方々にとって、決して受け入れられる事ではない。また、議員総会・議会運営委員会・議員規律協議会の場で土田友雄議員に対し、事実確認を行ったが、答弁を重ねるにつれて内容も変わり、答弁内容に正確性を欠き、一部で次々と虚偽に虚偽を重ねていることが判明した。何度も弁明の機会があったにもかかわらず、反省の弁明は全く無く、その行為に対する見識が著しく欠落している事も判明した。

このことは、公人としての市議会議員という立場からして、著しく不適切な行動であると言うべきであり、私的な行為であったとしても、そのことによる自らの責任は免れるものではない。全国民が新型コロナウイルス感染症の拡大防止と収束に向け、懸命な努力と協力を行っている中での今回の行為は、利己的で秩序を乱す行為で看過出来るものではない。

議会運営委員会は慎重に審査を行い、議員規律協議会の結論を重く受け止め、全員一致をもって「議員辞職の勧告をすべきもの」と決定した。

よって、野々市市議会は土田友雄議員に対して、明らかとなった事態の重大さから、速やかに自ら野々市市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

以上、野々市市議会として、土田友雄議員の議員辞職勧告を決議する。

令和4年10月21日